



第21回

定時株主総会  
招集ご通知



日 時 2025年3月25日(火曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

場 所 東京都港区港南2-16-4  
品川グランドセントラルタワー3階  
ザ・グランドホール

昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようお願い申し上げます。

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)  
2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件



株主総会  
ポータル®

スマートフォンでらくらく!

招集通知の閲覧も、議決権行使も  
QRコード\*を1つ読み取れば、  
どちらも簡単に行うことができます。

# ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事業年度において、当社は2024年2月に策定した中期経営計画2026に基づき、急速に変化する通信市場環境に対応しながら、持続的な成長を目指す新たな戦略を実行してまいりました。本計画の基本方針である「通信事業の再構築」「顧客基盤の活用と拡大」「デジタルマーケティング事業の立ち上げ」は順調に進捗しており、これらを基盤に事業のさらなる拡大を実現しております。

現代社会において、通信はあらゆる場面で活用され、生活やビジネスのインフラとして欠かせない存在です。当社は、この通信を基盤に、さらなる利便性を追求するとともに、環境に配慮したサステナブルな価値あるサービスを提供することで、社会に、そして未来に「あって良かった」を届けることを使命に挑戦を続けてまいります。

株主・投資家の皆様には、今後とも温かいご支援とご意見を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役CEO 成田 徹



## 企業理念

パーパス  
Purpose

**イマジネーションとつなげる力で  
社会に、そして未来に「あって良かった」を届ける**

社会に、そして未来に、あらゆる人々に、「あって良かった」を届ける。  
わたしたちは、誰かと誰かを、何かと何かを、いつでもどこでもつなげる通信サービスを届けています。

ビジョン  
Vision

**社員に感動を  
社会に笑顔を**

社会に笑顔を。そのために努力や挑戦を重ねてきた社員はさらに感動の笑顔に。  
当社は、社員の感動と社会の笑顔が循環する未来を目指します。

証券コード 9419

2025年3月3日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号  
**株式会社ワイヤレスゲート**  
代表取締役CEO 成 田 徹

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wirelessgate.co.jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会・株主通信」を順に選択いただき、ご確認ください。

【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル<sup>®</sup>）】

<https://www.soukai-portal.net>

※QRコードは議決権行使書  
用紙にございます

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9419/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ワイヤレスゲート」又は「コード」に当社証券コード「9419」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席にかえて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### **【インターネット等による議決権行使の場合】**

当社指定の三井住友信託銀行ウェブサイト(株主総会ポータル<sup>®</sup>) (<https://www.soukai-portal.net>) もしくは議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) において、賛否をご入力のうえ、2025年3月24日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

#### **【書面の郵送による議決権行使の場合】**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月24日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2025年3月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>2 場 所</b>	東京都港区港南2-16-4 <b>品川グランドセントラルタワー3階 ザ・グランドホール</b> 昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第21期（2024年1月1日から2024年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名 選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- **株主総会当日にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申し上げます。**
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月24日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月24日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年3月25日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

印刷番号 ○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

印刷番号 ○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年3月24日(月) 午後5時30分

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1日曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業 (2) 電気通信に関するソフトウェア、システム等の開発、制作、販売及び賃貸 (3) 電気通信及びこれに附帯する設備、機器等の開発、製造、販売及び賃貸 (4) 携帯電話、インターネット等を利用した広告事業及び広告代理店事業 (5) 携帯電話、インターネット等を利用した商品の販売及びサービスの提供 (6) 前各号に関連する業務のコンサルティング事業及び業務受託事業 (7) 有価証券の取得及び保有 (8) 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業 (9) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 (新 設) (10) 前各号に附帯する一切の業務	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業 (2) 電気通信に関するソフトウェア、システム等の開発、制作、販売及び賃貸 (3) 電気通信及びこれに附帯する設備、機器等の開発、製造、販売及び賃貸 (4) 携帯電話、インターネット等を利用した広告事業及び広告代理店事業 (5) 携帯電話、インターネット等を利用した商品の販売及びサービスの提供 (6) 前各号に関連する業務のコンサルティング事業及び業務受託事業 (7) 有価証券の取得及び保有 (8) 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業 (9) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 (10) <u>古物営業法に基づく古物商</u> (11) 前各号に附帯する一切の業務

**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会は当事業年度における職務執行状況を評価したうえで全ての候補者が当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	なり 成 田 徹	代表取締役CEO	再任
2	はら 原 田 実	取締役COO兼CFO	再任

**再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

なりた とおる  
**成田 徹** (1975年1月30日生)

所有する当社の株式数 ……………21,200株  
在任年数……………5年  
取締役会出席状況 ……………14/14回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1998年4月	DDIポケット株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社	2020年3月	当社 取締役執行役員営業本部長
2010年10月	株式会社トリプレットゲート（現 当社）入社	2021年4月	当社 取締役執行役員営業本部長兼新規事業本部長
2014年10月	当社 営業本部長	2023年10月	当社 取締役COO執行役員営業本部長兼新規事業本部長
2015年3月	当社 執行役員営業本部長	2024年3月	当社 代表取締役CEO（現任）

**【重要な兼職の状況】**

**取締役候補者とした理由**

成田徹氏は、2010年10月に当社へ入社して以来、営業部門を牽引し、当社が展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の営業実績、通信事業における高い知見及びリーダーシップは、当社のパーパスの実現及び企業価値向上と持続的な成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

は ら だ み の る  
**原田 実** (1965年7月19日生)

所有する当社の株式数 ……………214,169株  
在任年数 (通算) ……………20年  
取締役会出席状況 ……………14/14回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1990年4月	マニファクチュラース・ハノーバー銀行 (現 JPモルガン・チェース銀行) 入行	2014年3月	当社 取締役COO退任
1997年1月	株式会社NEC総研 (現 NECビジネスインテリジェンス株式会社) 入社	2015年3月	当社 取締役CAO
1998年10月	ライコスジャパン株式会社 (現 楽天グループ株式会社) 入社	2016年3月	フォン・ジャパン株式会社 社外取締役
1999年11月	株式会社ライブドア (現 NHNテコラス株式会社) 入社	2016年9月	株式会社LTE-X (現 株式会社closip) 監査役
2000年6月	株式会社シープロド 専務取締役COO	2018年3月	株式会社LTE-X (現 株式会社closip) 取締役
2004年1月	株式会社トリプレットゲート (現 当社) 設立 取締役	2018年10月	当社 取締役CFO兼CAO
2010年12月	株式会社トリプレットゲート (現 当社) 取締役COOセールス・マーケティンググループ長	2020年3月	当社 取締役CAO
		2022年3月	当社 取締役CFO兼CAO
		2024年3月	当社 取締役COO兼CFO (現任)

**【重要な兼職の状況】**

—

**取締役候補者とした理由**

原田実氏は、2004年1月の当社設立時より、共同創業者として当社の経営に参画し、当社が展開する無線通信事業の飛躍的な成長に寄与してまいりました。同氏の経営実績、事業における高い知見及び能力は、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に必要であると判断したことから、引き続き取締役候補者としていたしました。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.「所有する当社の株式数」については、2024年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
- 3.当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年5月に当該保険契約を更新する予定です。

## 第3号議案

# 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役のうち江口真理恵氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

えぐち  
江口

まりえ  
真理恵

(1985年9月28日生)

(現姓：坂口)

所有する当社の株式数……………1株  
在任年数……………4年  
取締役会出席状況……………14/14回  
監査等委員会出席状況……………14/14回

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

2011年12月 弁護士登録

2022年11月 株式会社サイゼリヤ 社外取締役  
(監査等委員) (現任)

2012年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同  
業入所

2024年5月 株式会社五十嵐電機製作所 社外取  
締役(監査等委員) (現任)

2014年7月 祝田法律事務所 入所

2024年7月 祝田法律事務所 パートナー弁護士  
(現任)

2021年3月 当社 社外取締役(監査等委員)  
(現任)

### 【重要な兼職の状況】

祝田法律事務所 パートナー弁護士、株式会社サイゼリヤ 社外取締役(監査等委員)、  
株式会社五十嵐電機製作所 社外取締役(監査等委員)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江口真理恵氏は、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立性のある多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただいております。同氏の高い見識と専門知識に基づき、経営の方針・経営戦略について指摘・助言等を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 江口真理恵氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 江口真理恵氏の戸籍上の氏名は、坂口真理恵であります。  
4. 江口真理恵氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。  
5. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であり、候補者の再任が承認された場合は、候補者との当該契約を継続する予定であります。  
6. 当社は、江口真理恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。  
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年5月に当該保険契約を更新する予定です。

以上

## 本株主総会後の取締役の主なスキル・経験等

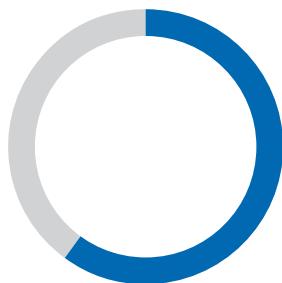
氏名	会社における地位	主なスキル・経験等						
		企業経営	業界経験	営業・マーケティング	テクノロジー	財務・会計	内部統制・ガバナンス	法務・コンプライアンス
成田 徹	代表取締役CEO	○	○	○				
原田 実	取締役COO兼CFO	○	○			○		
西 康宏	社外取締役 (監査等委員)	○				○		
渡邊 龍男	社外取締役 (監査等委員)	○			○			
江口 真理恵	社外取締役 (監査等委員)						○	○

## 取締役会の各種構成比率

社外取締役比率

60.0%

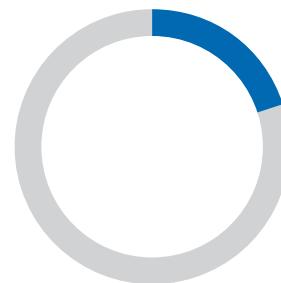
(3名/5名)



女性取締役比率

20.0%

(1名/5名)

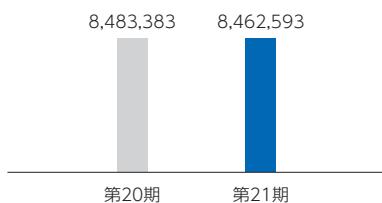


決算の  
ポイント

売上高は前期比99.8%、営業利益は同136.0%、経常利益は同133.5%、当期純利益は同117.7%の増益となりました。

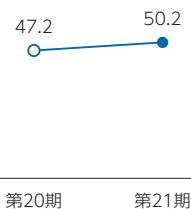
## 売上高

8,462,593千円



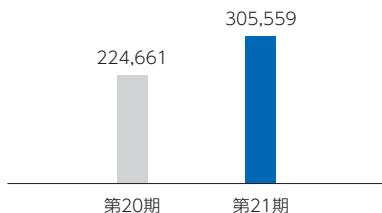
## 売上総利益率

50.2%



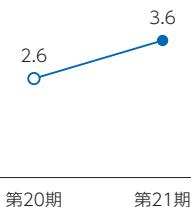
## 営業利益

305,559千円



## 営業利益率

3.6%



業績の詳細等については、当社IRページをご覧ください。

<https://www.wirelessgate.co.jp/ir/>

# 事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## 1 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

売上高	8,462,593千円	前期比	20,789千円減	(0.2%減)
営業利益	305,559千円	前期比	80,897千円増	(36.0%増)
経常利益	301,002千円	前期比	75,528千円増	(33.5%増)
当期純利益	283,925千円	前期比	42,759千円増	(17.7%増)

当事業年度(2024年1月1日～2024年12月31日)におけるわが国経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進み、訪日外国人旅行者の増加や個人消費の回復が見られました。一方で、不安定な国際情勢、資源・エネルギー価格の高騰、物価高の影響が依然として続いており、経済環境の先行きは引き続き不透明です。

このような環境の中、当社では引き続き「原価改善」などによる収益基盤の強化を推進し、経営効率の向上を図りました。当社の主力事業である通信事業においては、WiMAXの解約率の悪化による純減傾向が続いておりましたが、第4四半期以降、大口法人解約が落ち着いたことで、12月度は純増に転じました。

また、WiMAXを補完する新商品の展開として、SIMフリータブレットなど新たな通信関連商材の物販販売にも注力し、収益の安定化と再成長を目指し、周辺商品の「ワイヤレスゲートWi-Fi+スマホ保険付き/PC保険付き」、「ウイルスバスター」、「SIM」などの契約(販売)も前年実績を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、8,462,593千円(前期比0.2%減)、営業利益305,559千円(前期比36.0%増)、経常利益301,002千円(前期比33.5%増)、当期純利益283,925千円(前期比17.7%増)となりました。

	第20期 (2023年12月期)	第21期 (2024年12月期)	前期比	
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	増減率
売上高	8,483,383	8,462,593	20,789減	0.2%減
営業利益	224,661	305,559	80,897増	36.0%増
経常利益	225,473	301,002	75,528増	33.5%増
当期純利益	241,165	283,925	42,759増	17.7%増

当社は、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります。売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次のとおりであります。

なお、当事業年度から売上高の管理区分および名称を変更しております。

(ワイヤレス・リモートサービス事業)

当事業年度におけるワイヤレス・リモートサービス事業の売上高は8,462,593千円となりました。

・通信事業

当事業年度における通信事業の売上高は8,431,070千円となりました。

通信事業の売上高の約8割を占めるWiMAXについては、ホームルーター普及による市場拡大を機会と捉えた営業活動の強化、代理店との協業深化、及び直販ECサイトにて販売を実施することにより多様化するお客様のニーズに対応する購入窓口の整備を強化します。引き続き販売代理店との提携強化を進め、モバイルルーター及びホームルーターの需要獲得、さらに「ワイヤレスゲートWi-Fi+スマホ保険付き/PC保険付き」、「ウイルスバスター」、「ピカプロDX」などの周辺サービスの販売拡大やSIMフリータブレット等の新商品開拓を通じて顧客単価の拡大に取り組んでまいります。

・デジタルマーケティング事業

当事業年度におけるデジタルマーケティング事業の売上高は31,523千円となりました。

デジタルマーケティング事業は訪日客向けのe-SIMを軸に既存顧客向けデジタル商材のクロスセルや新規顧客向けのEC事業を展開しております。

既存のSIMカードやWi-Fiルーターは空港や販売店に出向き入手する必要があるますが、プリペイド型e-SIMはスマートフォンにダウンロードすれば利用可能となり、訪日客にとって利便性が高くWEB販売と好相性となります。

e-SIMは既に海外では普及しており、日本では未だ普及率が低いことから海外顧客に直接販売し先行者利益の確保を目指します。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分		第18期 (2021年12月期)	第19期 (2022年12月期)	第20期 (2023年12月期)	第21期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高	(千円)	9,650,521	8,531,068	8,483,383	8,462,593
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△218,831	188,236	225,473	301,002
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△308,099	195,958	241,165	283,925
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△28.72	18.27	22.48	26.24
総資産	(千円)	2,715,296	2,787,503	2,968,569	2,992,221
純資産	(千円)	570,974	772,123	1,015,310	1,315,885
1株当たり純資産額	(円)	50.58	68.85	91.33	120.70

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 前事業年度より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社のパーパスである『イマジネーションとつなげる力で社会に、そして未来に「あって良かった」を届ける』を実現するために、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

##### ① 安定収益事業の拡充について

当社のビジネス領域であるワイヤレス・ブロードバンド市場は、厳しい競争環境が継続しており、事業拡充のための各種施策の推進が必要であると考えております。通信インフラや通信端末のさらなる成熟により、通信サービス周辺でのビジネス機会が拡大していることを踏まえ、主力事業であるWiMAX等を実店舗だけではなく自社EC（電子商取引）サイトで販売する等、外部環境に適切に対応しております。また、通信販売代理店様との協業を深め、全国的に販売網を構築していくことで利益の拡大に取り組んでまいります。

##### ② デジタルマーケティング事業の推進について

当期より、当社最大の経営資源である顧客基盤を活かしたデジタルマーケティング事業への投資を進めております。当社独自のECサイトのリリースを行い、これまで以上にオンライン販売へ注力することで、顧客基盤の拡大と追加の商材販売へと繋げ、加入者1人当たりの単価向上、当社サービスの利用期間の最大化を目指してまいります。

##### ③ 有能な人材の獲得、育成

当社事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用するほか、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化について

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、機能分離による経営体制の健全化を図るため、取締役会、監査等委員会、指名・報酬委員会及び独立な内部監査室を設置しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査等委員や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しております。また、内部通報制度を導入し、社内からの情報提供を受け付ける体制とすることで、コンプライアンスの強化に努めております。

ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、全社的に効率化された組織体制の構築に向けて、さらに内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社は、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。  
その主な内容は次のとおりであります。

(ワイヤレス・リモートサービス事業)

### ① ワイヤレスゲートWi-Fiサービス

複数の公衆無線LAN事業者（注1）のWi-Fiスポット及び複数の通信事業者の通信網を用い、お客様ニーズに応じた（無線）通信サービスと、通信サービスの価値を高める周辺サービスを提供する事業となります。

（注1）公衆無線LANとは、鉄道駅や空港、ホテル、カフェなどの商業施設にて、無線LANを利用した高速インターネット接続を提供するサービスであり、公衆無線LAN事業者とは、当該サービスを提供する事業者のことです。

### イ. ワイヤレスゲートWiMAX+ 5G

高速モバイルインターネット「WiMAX 2+」に加えて、高速モバイルワイドエリア「au 4G LTE」、高速で幅広いエリアに対応した「au 5G 回線」をご利用いただけます。

### ロ. ワイヤレスゲートWi-Fi WiMAX 2+

全国約40,000カ所で利用できる「ワイヤレスゲートWi-Fi」サービスと高速モバイルインターネット「WiMAX 2+」、圧倒的な高速通信エリアを併用していただくことが可能です。

### ハ. ワイヤレスゲートWi-Fi

駅、空港、ファストフード、カフェ、商業施設など全国約40,000カ所の主要エリアにおいてWi-Fiを利用し、高速インターネットサービスをご利用いただけます。

### ニ. ワイヤレスゲートWi-Fi+スマホ保険付き/PC保険付き

全国約40,000カ所で利用できる「ワイヤレスゲートWi-Fi」にスマホ保険/パソコン保険が付帯しており、故障や破損などで修理・交換にかかった費用をお見舞金としてお支払いします。

#### ホ. 主な周辺サービス

- ・抗菌ガラスコート ピカプロDX

スマホやタブレット等に塗るだけで誰でも簡単に施工できる、硬度9H特殊ガラスコーティングです。光沢はもちろん、施工面を保護し、菌を寄せ付けず、キレイがずっと続きます。ピカプロDXはSIAA（※）マークを取得しています。

※SIAA（抗菌製品技術協議会）とは、適正で安心できる抗菌・防カビ加工製品の普及を目的とし、抗菌試験機関、関連機関が集まった団体です。

- ・ウイルスバスタークラウド月額版

スマホにもタブレットにも安心と信頼のセキュリティ対策として、Web脅威対策機能、Web脅威対策の強化、Wi-Fiの安全性チェック、Webサイトに表示される広告ブロック機能など様々な悪意から守ります。

#### ② デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、訪日客向けのe-SIMを軸とし、既存顧客向けデジタル商材のクロスセルおよび新規顧客向けEC事業の展開を推進しております。SIMカードやWi-Fiルーターは空港や販売店での入手が必要であったのに対し、プリペイド型e-SIMはスマートフォンへのダウンロードにより即時利用が可能です。この特性により、訪日客に対して高い利便性を提供するとともに、WEB販売とのシナジー効果を発揮しております。

また、新規顧客向けEC事業では、国内市場向けの通信関連商材を中心に販売展開を行っており、直販WEBサイトを通じたWi-MAXサービスの獲得においても、順調に立ち上がっております。

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

該当事項はありません。

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (4) 名	4名増 (2名増)	42.5歳	4.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均人数を計算し ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株  
(2) 発行済株式の総数 10,938,574株 (うち自己株式53,000株)  
(3) 株主数 5,433名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヨドバシカメラ	1,416,400株	13.0%
池田武弘	819,969株	7.5%
光通信株式会社	817,800株	7.5%
藤沢昭和	400,000株	3.7%
株式会社UHPartners2	280,500株	2.6%
東京短資株式会社	257,900株	2.4%
原田 実	214,169株	2.0%
小幡正行	210,300株	1.9%
J Pモルガン証券株式会社	169,103株	1.6%
楽天証券株式会社	169,000株	1.6%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (53,000株) を控除して計算しております。  
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は61,800株増加しております。  
3. 当社は、従業員27名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年7月31日付で普通株式97,000株を発行いたしました。

### 3 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年12月31日現在)

		第11回新株予約権
発行決議日		2021年2月25日
新株予約権の数		1,325個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 132,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		本新株予約権1個あたりの払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出される本新株予約権の公正な評価額と同額とする。なお、本新株予約権の割当てを受ける者が会社に対して有する本新株予約権の払込金額の総額に相当する金額の報酬債権と、新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		本新株予約権の発行は、取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに行う新株予約権の発行であり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は財産の給付を要しないものとする。
権利行使期間		2021年6月18日から 2031年6月17日まで
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 44個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 1名

#### (注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者以外の者は本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 権利者は、2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の本新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
  - ① 400,000千円を超える場合  
割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

- ② 200,000千円を超え、400,000千円以下の場合  
割当てを受けた本新株予約権の総数の50%
- (3) 2023年12月期の会社の損益計算書上の営業利益（単体）に関して、上記1又は2の目標数値を下回った場合、2023年12月期に係る有価証券報告書を会社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、行使可能とならなかった本新株予約権は全て消滅する。
- (4) 上記2及び3に関して、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会において合理的に定めるものとする。
- (5) 権利者は、2023年12月31日時点において、会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (6) 権利者は、次のいずれかの事由に該当した場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
  - ③ 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ④ 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ⑤ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ⑥ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑦ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑧ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (7) 本新株予約権の行使は、別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (8) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(注) 2. 2024年12月31日現在において交付時より新株予約権の数が1,281個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・権利行使による減少分 618個
- ・権利失効による減少分 663個

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位 及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役CEO	成田 徹	
取締役COO兼CFO	原田 実	
取締役 (監査等委員) 監査等委員会委員長	西 康宏	MySkin株式会社 代表取締役 TAK-Circulator株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	渡邊 龍男	株式会社オールアバウト 社外取締役 (監査等委員) 株式会社インターネットインフィニティー 監査役 株式会社CAC Holdings 社外取締役 株式会社セルム 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	江口 真理恵 (現姓：坂口)	祝田法律事務所 パートナー弁護士 株式会社サイゼリヤ 社外取締役 (監査等委員) 株式会社五十嵐電機製作所 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 西康宏氏、渡邊龍男氏及び江口真理恵氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 西康宏氏は、複数の上場会社でCFOを務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 西康宏氏、渡邊龍男氏及び江口真理恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 取締役成田徹氏は、2024年3月26日付で、役職を代表取締役CEOに変更いたしました。
6. 取締役濱暢宏氏は、2024年3月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストック・オプションから構成されております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性に鑑み、原則として基本報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は、次のとおりです。

#### a. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の利益計画の達成を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の連結営業利益または単体営業利益の目標達成度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給するものとします。連結営業利益または単体営業利益の額は、業績連動報酬控除前の連結営業利益または単体営業利益に基づくものとします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬型ストック・オプションは、取締役が当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主と共有することにより、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として支給するものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は月例支給とし、業績連動報酬は毎年一定の時期に支給するものとします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申の内容に従って取締役会で取締役個人別の基本報酬および業績連動報酬を決定することとします。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

② 事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	37,663	37,663	—	—	3
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18,000 (18,000)	18,000 (18,000)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	55,663 (18,000)	55,663 (18,000)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) について年額270,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) 員数は4名)、取締役 (監査等委員) について年額40,000千円以内 (当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) 員数は3名) と決議しております。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、職位別に決定しており、当社の営業利益であり、その実績は305,559千円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるとともに、事業の拡大・成長を推進するためであります。
3. 上表には2024年3月26日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

③ 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係（2024年12月31日現在）

- ・取締役（監査等委員）西康宏氏は、MySkin株式会社代表取締役、TAK-Circulator株式会社取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウト社外取締役（監査等委員）、株式会社インターネットインフィニティー監査役、株式会社CAC Holdings社外取締役、株式会社セルム社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）江口真理恵氏は、祝田法律事務所所属パートナー弁護士、株式会社サイゼリヤ社外取締役（監査等委員）、株式会社五十嵐電機製作所社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 西 康宏	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。過去に複数の上場会社の役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 渡邊 龍男	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。主に他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 江口 真理恵	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回全てに出席いたしました。企業法務に精通した弁護士としての見地から、適宜発言を行っております。また、コーポレート・ガバナンスに関する知見及び経験から、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上へ寄与していただいております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 名称

普賢監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,810,215</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,665,953</b>
現金及び預金	1,829,793	買掛金	807,502
売掛金	837,756	短期借入金	300,000
商品	87,495	未払金	544,594
前払費用	28,580	未払消費税等	7,221
その他	27,225	預り金	6,394
貸倒引当金	△635	前受収益	240
<b>固定資産</b>	<b>182,006</b>	<b>固定負債</b>	<b>10,382</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,593</b>	資産除去債務	10,382
建物	5,472	<b>負債合計</b>	<b>1,676,336</b>
機械及び装置	963	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	9,157	<b>株主資本</b>	<b>1,313,897</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>608</b>	<b>資本金</b>	<b>933,131</b>
ソフトウェア	608	<b>資本剰余金</b>	<b>872,352</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>165,804</b>	資本準備金	872,352
投資有価証券	62,462	<b>利益剰余金</b>	<b>△363,928</b>
関係会社株式	8,427	その他利益剰余金	△363,928
長期前払費用	10,043	繰越利益剰余金	△363,928
繰延税金資産	51,031	<b>自己株式</b>	<b>△127,657</b>
長期未収入金	89,003	<b>新株予約権</b>	<b>1,988</b>
その他	33,838	<b>純資産合計</b>	<b>1,315,885</b>
貸倒引当金	△89,003	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,992,221</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,992,221</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,462,593
売上原価	4,214,306
売上総利益	4,248,286
販売費及び一般管理費	3,942,727
営業利益	305,559
営業外収益	4,823
受取利息	38
貸倒引当金戻入	3,851
受取遅延損害金	774
その他	158
営業外費用	9,379
支払利息	2,691
投資事業組合運用損	6,412
その他	275
経常利益	301,002
特別利益	15,661
投資有価証券売却益	10,001
新株予約権戻入益	5,659
税引前当期純利益	316,663
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	31,788
当期純利益	283,925

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社ワイヤレスゲート

取締役会 御中

普賢監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	伊 藤	達 哉
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 橋	弘
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容範囲な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社ワイヤレスゲート 監査等委員会  
監査等委員長 西 康 宏 ㊟  
監査等委員 渡 邊 龍 男 ㊟  
監査等委員 江 口 真 理 恵 ㊟

(注) 監査等委員西康宏、渡邊龍男及び江口真理恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報やIR関連情報をリアルタイムでお届けしています。また、サービスに関する情報についても掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

ワイヤレスゲート

検索 🔍

<https://www.wirelessgate.co.jp/>

## IRサイトのご紹介

<https://www.wirelessgate.co.jp/ir/>

より詳細な財務情報をお求めの株主の皆様は、当社IRサイトをご確認ください。決算短信や有価証券報告書等、IRに関する情報を提供しています。



# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区港南2-16-4

## 品川グランドセントラルタワー3階 ザ・グランドホール

交通

JR 品川駅 **港南口(東口)** より徒歩約5分

港南口右手スカイウェイ経由で、ファミリーマート手前のザ・グランドホール入口よりご入館願います。

※当日はお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。